

2018年3月23日

第63号

全労連

全労連
憲法・平和グループ

憲法 平和闘争ニュース

安倍退陣! 9条改憲NO! の訴えに共感の輪が広がります!
「森友」疑惑徹底追及、安倍内閣退陣の怒りの声をたばねて

滋賀県労連

改憲反対! 職員増やせ&賃金上げろ!
安倍政権退陣! 「安倍働き方改革」断念求める春闘!

県内各地の職場、街頭で、15日、とりくみが活発に力強く行われました。

大津日赤労働組合では8時30分～1時間のストライキが行われ、病院玄関に100人以上の組合員が参加し集会がもたれました(右写真)。

福祉保育労は福祉労働者の人材確保などの要請を県と大津市に提出、単時間でしたが担当者と懇談。各職場では「改憲反対! 職員ふやせ&賃金上げろ!」と書いたワッペンをつけて1日仕事をしました。また、夕刻に草津駅西口で街頭宣伝をし、人材確保や処遇改善について訴えました。

県労連と春闘共闘会議は夕刻、草津駅前では春闘と「安倍働き方改革」断念、安倍政権の退陣を訴えて宣伝をしました。自治労連、全滋賀教組、福保労、JMITU、草津栗東地区労、県労連事務局などから10人の参加で約500枚の春闘チラシを配布しました。



●3月28日(水)には「改憲NO・安倍政権は退陣を 3月28日昼デモ!」を計画。(憲法を守る滋賀共同センター)

●5月3日を中心に新聞に「安倍改憲NO!」を訴える意見広告を出すための取り組みをしています。4月13日(金)夕切、団体1口3000円、個人1口1000円です。(「安倍9条改憲NO!市民アクション・滋賀」)

(滋賀県労連 FAX ニュース 3月19日号より)

○当面の行動

森友学園疑惑徹底追及! 安倍内閣は総辞職を! 国会前連続行動

27日(火) 12:00～13:00、18:30～ 国会議員会館前行動

28日(水) 18:30～ 国会議員会館前

「自民党大会で改憲案決めるな!」街頭宣伝・署名行動

25日 13:00～ 新宿駅東口

主催 戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動実行委員会、
安倍9条改憲NO!全国市民アクション実行委員会

全国で市民の怒り沸騰！「安倍さんをやめさせる署名ですか？」と声をかけてくる人もいます！

大阪

堺で27駅宣伝に344人参加
駅宣で署名1194人も！

2年前の戦争反対の行動と比べ、参加者は1.3倍、署名も上回っています。今週末25日(日)午前10～12時に、森友追及の先頭に立たれている辰巳孝太郎参議院議員を招き、「国会カフェVOL. 2」を計画。(堺市民アクション)

高槻・島本で
市民集会パレードに400人

いよいよ佐川氏の証人喚問が始まる！国会へ市民の怒りの声をあげよう！

JR高槻駅前まで、「憲法9条世界の宝」「森友疑惑徹底究明」「安倍内閣は総辞職」「民主主義ってなんだ これだ」など、力強くコールしパレード(高槻島本市民アクション)

(大阪憲法しんぶん速報版NO. 463より)

寝屋川で みんな頭にきている！このままでは国がつぶれてしまう、声をあげよう



東京

迷惑防止条例「改正案」の撤回・廃案を求める
要請ファクスを都議会各会派へ送ろう！

2018年2月21日に始まった第1回都議会定例会において、迷惑防止条例「改正」案が提出されました。同「改正」案は、労働運動をはじめ、市民運動や報道活動等、本来自由であるべき運動、市民活動に対する警察権力による介入を容易とする道を開くものです。規制対象を安易に拡大することは断じて容認できません。国民救援会東京都本部、自由法曹団東京支部からのよびかけに応じ、東京地評では会派要請ファクス(要請先は右図)への取り組みを進めています。

(都議会各会派あて 迷惑防止条例「改正」に反対する要請書を次ページに掲載します。活用してください)

都議会各会派とファクス番号

警察・消防委員会	FAX番号
都民ファーストの会 東京都議会	TEL03-5388-1901
都議会公明党	TEL03-5388-1787
東京都議会 自由民主党	TEL03-5388-1781
都議会民進党・ 立憲民主党	TEL03-5388-1784
日本共産党 東京都議団	TEL03-5388-1790

東京都議会 会派 各位

迷惑防止条例「改正」に反対する要請書

今回の都議会に提出された迷惑防止条例「改正」案（「公衆に著しく迷惑をかける暴力行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」）は、労働運動や市民運動、マスコミ等の報道・取材活動など、憲法が保障する言論表現の自由（21条）や労働基本権（28条）を捜査機関が恣意的に侵害することが可能となる内容であり、廃案を強く求めます。

「改正」案は、現行の規制に加えて「みだりにうろつくこと」「監視していると告げること」「電子メール（SNS 含む）を送信すること」「名誉を害する事項を告げること」「性的羞恥心を害する事項を告げること」を付け加え、新たにこれらの行為を規制の対象として、罰則を重くするものです。

1. 立法事実が不明確です

警視庁は、スマートフォンや電子メール・SNS の普及により現行で対応できない事案の増加等を「改正」の理由にしていますが、警視庁が作成した「新しく規制される行為」を見ても、なぜ規制をしなければならないか不明確です。

2. 警察による濫用の危険が高まります

そもそも現行の迷惑防止条例自体が、「悪意の感情」によるつきまとい行為等を規制するため、警察による濫用の危険があります。また、内心に踏み込み、自白強要の恐れもあります。

「改正」案は、捜査機関による市民運動・住民運動・労働運動・取材活動への規制をいっそう容易にするものです。特に「監視していると告げること」「名誉を害する事項を告げること」は極めて濫用の危険が高いものです。迷惑防止条例は、「ねたみ、恨み、その他の悪意の感情の充足」というあいまいな目的があれば、通常は処罰されない行為が処罰されます。

また、会社や法人相手でも成立します。したがって、政権批判のための取材活動や、労働組合が会社を批判したり、市民が街頭宣伝で総理大臣を批判する行為が処罰されたりする可能性さえあります。しかも、これらの処罰のために被害者の告訴は不要であり、捜査機関の判断で逮捕・起訴が可能です。

3. 憲法違反です

会社や企業、行政等に対する要請行動、抗議行動、取材活動は、正当な労働運動（憲法 28 条）や市民運動、個人による SNS 等の表現活動、マスコミ等の報道・取材活動等（憲法 21 条）として日常的に行われており、労働・公害・薬害・住民運動、消費者事件等で重要な役割を果たしています。しかし、この「改正」案では、そうした憲法によって保障された活動がのきなみ規制対象とされる可能性があります。もしも成立すれば、警察の一方的な判断で、憲法の保障する諸活動まで弾圧され、団体等に対する組織弾圧や政権批判を萎縮させるために活用される危険が大きいと言わなければなりません。また、憲法 94 条は、「法律の範囲内で条例を制定することができる」としています。今回の「改正」案は、法律により禁止されていない行為を禁止・処罰するものであり、憲法 94 条にも違反します。

迷惑防止条例「改正」案を廃案にするよう、強く要請します。

2018 年 3 月 日

団体名

代表者名

印